

平成25年3月27日（水）

第3回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成25年3月27日（水）午後1時32分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 川村 敏光 北嶋扶美子
 篠崎 和彦 豊島 秀範
 中村 準
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員

教育総務部長			高橋俊明
生涯学習部長			高橋 操
教育総務部次長兼総務課長			湯下文雄
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼図書館長			増田賢一
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼・杉村楚人冠記念館長			西沢隆治
指導課長兼少年センター長			野口恵一
学校教育課長	直井 淳	生涯学習課長	鷺見政夫
教育研究所長	石井美文	鳥の博物館長	木村孝夫
生涯学習課主幹兼		鳥の博物館主幹	時田賢一
公民館長	今井政良		

午後 1 時 3 2 分再開

○川村委員長 ただいまから平成 2 5 年第 3 回定例教育委員会を開催いたします。

会議を始める前に、教育委員並びに事務局職員にお伝えします。我孫子市教育委員会会議規則第 1 8 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答をお願いします。

なお、本日の日程第 2 の議案審査終了後に市内中学校の入試用調査書の記載ミスについての集中審議を行います。

これより議案の審査に入る前にお諮りいたします。

本日の日程第 2、議案第 8 号、教育委員会人事異動については、人事に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 6 項ただし書きの規定に基づき非公開で審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 御異議ないものと認めます。よって議案第 8 号の審査は非公開とします。

このことから、日程第 3 の諸報告の審議終了後、関係者以外の職員の退席をいただき、審議を行います。

会議録署名委員指名

○川村委員長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により会議録署名委員を指名します。北嶋委員、よろしくをお願いします。

議案第 1 号

○川村委員長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市教育研究所運営委員会設置要綱を廃止する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○石井教育研究所長 我孫子市教育研究所運営委員会設置要綱を廃止する告示の制定についてですが、教育研究所運営委員会につきましては、年間2回、事業の説明、事業の報告という形で行っておりました。目的としましては、平成4年度に教育研究所が設立されて、実施事業についての精査と検討をしてまいりました。御承知のように、もう20年が経過し、教育研究所の事業は全て軌道に乗って実質的にこの運営委員会というのは形骸化しているという部分がありますので、今年度をもってこの要綱を廃止して研究所運営委員会自体を閉じたいというふうに考えております。

よろしく御審議をお願いします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第1号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○川村委員長 議案第1号、我孫子市教育研究所運営委員会設置要綱を廃止する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号

○川村委員長 次に議案第2号、我孫子市社会教育指導員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○今井生涯学習課主幹 議案第2号、我孫子市社会教育指導員の委嘱について

提案させていただきます。

提案理由につきましては、指導員の任期満了に伴いまして我孫子市社会教育指導員設置に関する条例第4条の規定に基づき、1年間の期間をもって委嘱するために提案するものでございます。

5ページにございますように、委嘱期間につきましては平成25年4月1日から平成26年3月31日までといたしたいと思っております。

委嘱の人数につきましては合計9名、再任が7名、新任が2名ということでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第2号について質疑はありますか。

○篠崎委員 今回の新しい社会教育指導員についてなのですから、再任、新任を含めて、我孫子市内の地域を考慮しながらの選任でしょうか。

○今井生涯学習課主幹 お答えいたします。指導員の再任につきましては、住所等については特に地域的なものはございません。新任の方につきましては、公募で募集をさせていただきまして、その中から2名を選ばせていただいたということでございます。

○篠崎委員 我孫子市は東西に比較的細長いものですから、その中で地域の特性といったことも考慮すると、公募というのももちろん大事なのですが、その中で地域ということについてももう少しよく研究された方がいいのではないかと考えたのですが、どうでしょうか。

○今井生涯学習課主幹 毎年任期が切れたときに、現在委嘱されている指導員さんの1年間の結果を通して、どうであったかということを経験させていただくことにしております。地域的なところは、確かに委員がおっしゃられるとおり、我孫子地域の方が多いたるところがありますけれども、勤務地域といたしまし

ては湖北地区公民館が東側、我孫子地区の方はアビスタの中になりますので西側ということで、勤務地域についてはそれぞれ幅広いものがありますので、応募される方もそれに倣った形で、地域的には広がっている部分も多少あるのかなというところはございますけれども、そういったところも留意しながら、今後募集に努めたいと思います。

○豊島委員 一般的にこういう委員の場合に男性が割合としては多いというのが何となく私は認識があるのですけれども、この場合9名のうち6番の野田さんも女性として考えていたのですけれども、7名が女性でしょうか。女性が多いという内実的な理由というか、そういうのがありますか。

○今井生涯学習課主幹 私どもは募集について、性別については特に指定してはございません。今年度で申し上げますと、応募のあった方たちは全て女性だったということがございましたので、その中からどうしても選ばなければならないというところがございます。特にこちらの方の意として女性が多いということではございませんので、今後は応募の中で男性もいらっしゃれば当然対象になってくるということになります。選考の結果ということで、このような比率になっているところでございます。

○篠崎委員 この再任というのは、1番目の方の初年度というのは平成20年になっておりますが、何回ぐらい再任は可能なのでしょうか。

○今井生涯学習課主幹 特に限度というのはないのですけれども、私どもは内部的にも、余り長過ぎるのも中のマンネリ化というか、そういったものも危惧するところがございますので、一応5年程度を目安に決めてございます。ただ、今回につきましては、この方は6年目になられるわけですけれども、3名募集したところなのですが、応募者の中で選考の結果2名の方の合格者というか、そういった形でありましたので、1名については1年間をもって継続、再任という形をとらせていただきました。

○川村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○川村委員長 議案第2号、我孫子市社会教育指導員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号

○川村委員長 続きまして議案第3号、我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱を廃止する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○西沢文化・スポーツ課長 議案第3号、我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱を廃止する告示の制定について。

提案理由としましては、緑1丁目にあります嘉納治五郎別荘跡地につきまして、手賀沼文化拠点整備計画に基づき、社会資本整備総合交付金の対象事業として、平成25年度から都市緑地として整備することとなりました。つきましては、現在、文化活動に限って部屋貸しを行っております当該地にあります建物を取り壊すため、8ページから10ページに資料として掲載しております現要綱を廃止するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

○川村委員長 以上で説明は終わりました。議案第3号について質疑はありますか。

○北嶋委員 この嘉納治五郎別荘跡地はずっと文化団体の方が使っていらして、

こういうことに移行するに当たって説明会をお持ちになりましたよね。そのときに使用されている方々からどのような御意見が出たのか、お聞かせください。

○西沢文化・スポーツ課長 まず文化連盟の皆様には御説明をいたしまして、文化連盟の皆様については、もう少し使いたいというお話もあったのですが、おおむねとして、「わかりました。そういうことであれば仕方がないですね」ということで御了承をいただいております。その後に、実際に使っている皆様には御通知を差し上げてやりましたが、ほとんどの方々は説明会にはいらっしやっただけでなかった状況です。ですから、ある意味では了承いただいているというふうな感じですが、2～3の実際に使っている団体の中からは、「もっと使いたい。継続ができないか」というお話はありました。

3年前にこの建物を閉鎖するというお話であったのですが、そういう御希望があったので、とりあえず手賀沼文化拠点整備計画の中で、交付金との関係で少しでも使える間は使えますよということで、3年間延ばし延ばしをしながらやってきて平成25年度が最後の年になりますので、これでお願ひしたいということをやっております。2～3の方はもう少し継続してほしいという御意見はありましたが、ほかの近隣センターですとか、まだ利用のパーセンテージが低いような場所もありますので、公共施設のそういう場所も私どもの方からサポートして、そちらの方に回っていただくようなことで調整をしながらやっております。

現状としては、ここで廃止が目の前ということで調整させていただいていますが、今はそういうお話も立ち消えのような状況になっております。

○北嶋委員 ありがとうございます。今おっしゃったように、我孫子にはいろいろな施設がとてまたくさんありまして、学習する意欲のある方もいっぱいいらっしゃるのですが、やはり偏りがあって、いろいろ調べると比較的あいている、とりやすい会場もありますよね。そういうことをまたいろいろなところでお知

らせしていただいたらいいのかなと。密集するところと割といつもあいているところがあるので、その辺のアンバランスさを市民の方に、ここだったらとれますよという情報も、どこかの段階で必要かなと思います。

○西沢文化・スポーツ課長 夏ごろから、そういう情報については利用していただいている方に提供するというので、現地の方にも置いて、悪い言い方かもしれませんが、この場所はすき間がありますよとか、利用率がちょっと低いですよと。一番多いのはやはりアビスタになってしまいますけれども、ほかの近隣センターの施設ですと、まだまだ余裕がある施設がありますので、そちらですとこれだけ余裕がありますというのは数字でわかる形で情報としては提供させていただいております。

○豊島委員 私も文化連盟の団体に入っていて、この嘉納治五郎別荘跡地では、恐らく4～5回、講座で使わせてもらっています。あそこは結構広くて使いやすかったんです。今おっしゃったように、例えば近隣センターとか何とかというのはいろいろあるんですけども、結構教室が小さ目のところが多いんです。少し多いと、そこは使えないんです。ですから、そのところで、ここはだめになるということがわかったときに非常に残念に思いました。ただ、このことは仕方がないのであれですけども、ここがあいていますよというときに、その教室が何名ぐらい入るかということの人数がわかることは絶対必要なんですね。ですから、その場所によって入れない、あいているけれども申し込みができないということもあったりするものですから、そういうところもちょっと小まめにやっていただけると、とる方は助かります。

○西沢文化・スポーツ課長 おっしゃるとおり、使おうと思っても使えないような状況というのは当然生まれてくると思いますので、私どもの方も情報を提供するときには、いわゆる利用率のほかに、定員はこの部屋は何人ぐらいですよというものもあわせて情報の提供というのはさせていただいております。

○川村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○川村委員長 議案第3号、我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱を廃止する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

議案第4号

○川村委員長 次に議案第4号、アロハフェスタ i nアビコ実行委員会設置要綱を廃止する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○西沢文化・スポーツ課長 11ページになります。議案第4号、アロハフェスタ i nアビコ実行委員会実施要綱を廃止する告示の制定について。

提案理由としましては、アロハフェスタ i nアビコにつきましては、平成18年度から文化・スポーツ課の主催事業といたしまして4年間実施しております。その後、実行委員会との共催事業としまして3年間実施しております。この3年間の実施状況の中で、実行委員会が自主的に事業補運営できるということを判断した結果、本要綱を廃止するものです。

また、議案第3号と同様に、資料としまして現要綱を13ページに載せております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第4号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○川村委員長 議案第4号、アロハフェスタ in アビコ実行委員会設置要綱を廃止する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

議案第5号

○川村委員長 続きまして議案第5号、我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○西沢文化・スポーツ課長 14ページになります。議案第5号、我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

提案理由としましては、これまで我孫子市文化財の保護に関する条例及び同施行規則では文化財の補助金に関する規定がされておりましたが、対象経費や補助率などが明確になっておりませんでした。また、条例や規則の制定後に我孫子市補助金等交付規則が制定されております。このため、補助金等交付規則に沿って補助金の運用がなされるような形になっております。平成25年度から市指定文化財に対しまして補助金が予算化されたことに伴い、我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則に規定されております補助金に関する事項を削除し、それとともに条項の整理と様式の削除を行うものです。

補助金に関する事項につきましては、参考資料としまして18ページ、19ページに記載してあります我孫子市文化財保護補助金交付要綱、これは市長部局の方で新たに定めるものですが、そちらの方で定める形になります。

15ページに戻ります。第5条、管理等に関する届出につきましては、条項の整理になります。右側の現規則では、第5条の1項1号から4号まで号立て

されているものを、第5条1項から5項の項立てに変更するものです。

次に16ページです。補助経費の申請等につきましては、先ほど申しました市長部局の方で制定されます我孫子市文化財保護補助金交付要綱で新たに制定される関係で、補助金の部分が削除されている形になります。

以降につきましては、条ずれの調整及び語句の整理、補助金の関係の様式が削除されたことに伴う様式の調整等になります。

以上で議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第5号について質疑はありますか。

○篠崎委員 今御説明いただいたのですけれども、確認の意味もあって時系列に行きたいのですが、まず、この条例施行規則というのは昭和51年ですね。それで補助金等交付規則というのは平成元年ですね。補助金等の申請があったときに今までどのような対応をしてきたのかということなのですから、提案理由にあったように、例えば不都合なことがあったかどうかということについてはどうでしょうか。

○西沢文化・スポーツ課長 平成元年に補助金等交付規則が市長部局の方で制定されて、補助金に関する業務につきましては、これに沿った形でやるような形に現状ではなっております。この条例につきましては昭和47年に施行され、51年にこの規則が制定されている中で、今まで過去に補助金の申請等については全然なかったということと、今後、私どもとしては所有者の方と御相談をしながら修理等もかかります。特に修理について大きく話が出てきましたのは、一昨年の3.11の大きな地震があって、もし壊れたときにはどうするんだという話の中で、市の方の補助金関係のことで財政の方とも調整しながら、ここでわずかですが25年度に予算化されたということで、今回この規則の変更をさせていただいております。

○川村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○川村委員長 議案第5号、我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

議案第6号

○川村委員長 次に議案第6号、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○増田図書館長 議案第6号、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由につきましては、図書館における録音図書作成事業を平成25年度から実施するため、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

この事業につきましては、今まで市内のボランティア団体が視覚障害者等に対する録音図書の貸し出し業務を行っていたのですが、著作権法が平成21年に改正されまして、その中で公共事業として行うもの、図書館事業もそうなのですけれども、そういう場合には本の著作権者の許諾がなくても録音図書を作成できるということになりました。朗読の会としましても、今まで著作権者に許諾をとっていました。中には著作権者から許諾がとれない、例えば有名な松本清張さんとか、そういった方は一切認めてなかったのですが、図書館事業と

して行う場合は、そういったことの許諾を得なくてもできるということになりましたので、朗読の会と我々の方として図書館サービスを拡充するという部分を合致した中で25年度から事業を始めます。そういった中で条例施行規則の一部を改正させていただくことになりました。

21ページですが、ここには書いてないのですけれども、通常の図書館業務、本の貸し出しとか展示会、目録、図書館資料の収集とかあるのですが、その中に第2条(2)に著作権法に絡みまして、「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)の利用に供するため、図書を録音により複製すること。」という文言を加え、貸し出しができるようにするために改正させていただきました。

第8条の方では、「図書館資料の種類」の中に括弧書きとして「(視覚障害者等の利用に供する録音図書等を含む)」ということで、視覚障害者も含めて図書が借りられるということに改正させていただくことにしました。

内容についてはこの部分だけの改正になりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明は終わりました。議案第6号について質疑はありますか。

○北嶋委員 今、朗読の会の名前が出ましたけれども、これは朗読の会に委託事業としてお願いしているのでしょうか。

○増田図書館長 今のところ朗読の会が単独で行っておりますので、今回、委託事業ということで、図書館の方でお願いすることになりました。朗読をする人を養成すると大変な期間と費用がかかるということがありまして、また、市内のそういった団体があるということもありましたので、委託ということでさせていただきます。

○北嶋委員 ぜひよい関係をつくっていただきたいと思います。

それから、この対象の視覚障害のある方々には、どのような形で、今度こうなりましたよという広報をなさっていらっしゃいますか。

○増田図書館長 現在、朗読の会が行っている対象者は約40名おるのですが、それについては今現在、図書館の方に登録されていないものですから、まず登録をしてもらって貸し出し作業を始めることとなります。それ以外の方については、個人情報という問題もありまして、福祉関係の方から情報を得られればいいのですけれども、この事業を拡大するにはそういった情報も得られればと思いますので、今後そういったことも含めて協力関係を結んでいきたいと思っています。

○北嶋委員 視覚障害等があっても、こういうものがあるというのを知らない方にも、これからシニアの方がふえていらっしゃいますので、そういう方々にもいろいろなところで一般の方と同じような情報がいただけたらいいなと思いますので、お願いします。

○豊島委員 例えばこれから年にどのぐらい進捗させていく分量とか、そういうものの計画みたいなものは何かあるのですか。

○増田図書館長 現状で1本つくるのに、朗読の会のメンバーの中でも早い人は1カ月ぐらいでできるらしいのですけれども、長い人は2カ月、3カ月かかることもありますので、今年度の目標としては本数は決めていませんけれども、ある程度そろった段階で稼働していくということで考えております。

○豊島委員 目の不自由な人に対応したり、点字とか何とかでやったこともあるんですね。私がやったわけではないんですけれども。時間がかかるのはそのとおりです。お金がかかるのもそのとおりです。ですけれども、おおよそこのぐらい行くだらうという目安はないんですか。

○増田図書館長 朗読の会では年間50～60本はつくれるというペースで今つくっておりますので、4月以降に委託を始めたときに、そのぐらいのペース

できればなと考えております。

○川村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○川村委員長 議案第6号、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第6号は可決されました。

議案第7号

○川村委員長 次に議案第7号、録音テープ・CD等の郵送貸出要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○増田図書館長 議案第7号について御説明いたします。これは議案第6号に関連して改正する要綱ですが、提案理由につきましては、図書館における録音図書作成事業を実施するため、録音テープ・CD等の郵送貸出要綱の一部を改正するものです。

24ページですが、改正前の第1条に「録音テープ、CD等」となっていたのですが、これは通常の音楽CD等も含まれており区分けができないので、「録音図書等」ということで大きく広げました。

第2条の方に定義づけをしまして、その録音図書等の中にデジタイズ録音図書を加えて、大きく範囲を広げて改正させていただいております。

第6条の改正後ですが、今までデジタイズ録音図書がなくて、デジタイズ録音図書を利用している方が、こういった本を聞いてみたいという要望があれば、図

書館の方ではつくって貸し出しをしますよということを加えております。それによって広く利用者がふえることを考えております。

内容について大きなところは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明は終わりました。議案第7号について質疑はありますか。

○北嶋委員 質疑ではなくて感想なのですが、我々も本が読みたいと予約をして、購入していただくいろいろな手だてがありますよね。こういう方々も今度はそれに近いことが可能になったということで、とても喜ばしいことだと思いますので感謝しています。ありがとうございます。

○増田図書館長 今の視覚障害者も含めて、今後、高齢になって今まで本が好きで読んでいたのが読めなくなった方や、場合によっては交通事故等で読めなくなったという方も含めてどんどん広がっていく可能性もありますので、その辺はうちの方でしっかり広報していきたいと思ひます。

○川村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○川村委員長 議案第7号、録音テープ・CD等の郵送貸出要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第7号は可決されました。

以上で議案の審査は終了いたしました。

○川村委員長 これより市内中学校の入試用調査書の記載ミスについての集中審議を行います。

このたびの市内中学校における入試調査書の記入ミス誤りに関して、私の方から御報告をさせていただきます。

市内中学校において、入使用調査書の記入誤り、または記入漏れがありました。進路決定の大切な書類に記入ミスを起こし御迷惑をおかけした生徒、御家族の皆様の御心痛は察するに余りあるものがあり、衷心よりおわび申し上げます。

また、再判定の結果、新たに合格された他市の生徒、御家族の皆様には多大な御迷惑をおかけしてしまい、教育委員会として改めて深くおわびを申し上げます。

昨年度来から事務局職員または教職員の不祥事が続いており、その信頼回復に努めている中、一連のミスを起こしてしまい、またもや信頼を裏切ることになりましたことは、まことに残念でなりません。

教育委員会としては、今後このような誤りを起こさないという決意をもって臨むことを、この場をおかりしてお誓い申し上げます。

今後の対応を私からお話しをいたします。

まずは、この事故の原因究明に全力を注いでまいります。調査を進めるに当たりましては、調査チームを早急に立ち上げます。私ども教育委員が先頭に立ちまして、学校関係者、有識者、第三者の方々に組織してまいります。調査の結果につきましては、広報、ホームページ等で広く市民の皆様にお知らせできる方法を考えております。

再発防止策の策定に当たっては、早急に対処を必要とするものとそうでないものと分け、対処を必要とするものを優先し、抜本的なシステムの変更や業務フローの見直しもあわせて強力で推進してまいります。

信頼回復の道は大変険しいとは承知しておりますが、一步ずつ確実に改善への歩みを進めてまいりますので、市民の皆様の御理解を心よりお願い申し上げます。

ます。

今般、千葉県教育委員会、茨城県教育委員会におかれましては、市教育委員会からの再判定の依頼、調査書の差しかえをお受けいただき、また再判定を速やかに実施していただきましたことに対し、深く感謝を申し上げる次第であります。また、再判定に御尽力いただいた当該高等学校の校長先生を初め教職員の皆様にも厚く御礼を申し上げたいと思います。

最後に、このように教育現場の信用を失墜させてしまい、関係各位、そして市民の皆様にも多大な御心配、御迷惑をおかけいたしましたことを改めて深くおわび申し上げます。

教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○中村教育長 私から、市内中学校で発生しました受検時に高校に提出する調査書、いわゆる内申書ですが、調査書に誤った記入や記入漏れがありましたことについて報告させていただきます。

この事案は、3月8日に当該中学校の保護者が受験先の高校に調査書の開示請求をしたことで、教科の学習の記録欄に誤った記入があったことが判明したものです。

その後、中学校側が3年生全員の点検をしましたところ、プラス2点からマイナス4点の範囲で延べ114名に誤った記入があることが判明し、記載内容を正しいものに直し受験校に再提出し、市教育委員会としましては県教育委員会に合否の再判定を依頼いたしました。

再判定の結果は3月15日に出され、市内中学校の受験者の合否には変更ありませんでしたが、ただいま委員長からありましたように、市外の中学校から1名の新たな正規合格者が発表、救済されました。

その後、保護者からの新たな誤った記載の申し出があったことから、3月16、17日の2日間にかけて市内全校に調査書全体の再点検を指示しました。

その結果、2つの中学校において、公立高等学校に不合格となった生徒の中から4名の生徒の調査書に漢字検定や英語検定結果の記入漏れ、誤った記載があることが判明いたしました。

市教育委員会は、この4名のうち1名は合否の再判定を希望しませんでしたので、3名の再判定を県教育委員会に依頼しました。3月21日にその再判定の結果が届きまして、3名とも合否に変更はないという通知が届きました。

また、このほかに公私立高校に合格していた5名にも漢字検定の記入漏れがあることがわかりました。

作成ミスが相次いだことから、3月22日以降、調査書の写しを希望者に開示する措置をとったところ、市内中学校1校で学習評定に誤りのある生徒が4名いることがわかりました。4名のうち1名が再判定を希望しましたので、本日、市教育委員会としまして再判定要望書を県教育委員会に提出しております。

これら進路選択、受検時に大切な資料となる調査書に誤記入や記入漏れなどがあったはならないことであり、特にこの3月に卒業した卒業生の皆さん、そして保護者の方々、市民の皆様、県教育委員会等関係の皆様方に多大なる御迷惑をおかけしてしまいました。心より深くおわび申し上げます。

今後二度とこのようなことが発生しないよう再発防止策を講じ、教育行政、学校教育への信頼を回復すべく、より一層努めてまいりたいと考えております。まことに申しわけございませんでした。

○川村委員長 以上で教育長からの説明が終わりました。

○高橋教育総務部長 今、教育長が詳しく御説明しましたが、私の方から今まで把握している現在までの状況を御報告させていただきます。

まず事故の経緯等でございますけれども、3月9日（土曜日）になりますが、ここではA中学校ということでお話をさせていただきたいと思います。A中学校では、この前日の8日の夕方に保護者から高校で開示された調査書の評点に

不審な点があるという連絡を受けました。学校の方で確認したところ、1年次の理科、技術家庭科の評定に誤りがあることが判明をいたしました。

事故の内容でございますが、調査書を策定した257人のうち114人に記入誤りがありました。したがって143人には誤りがなかったということでございます。

記入誤りの件数は141件。内訳は理科66件、技術家庭科70件、保健体育科5件でございます。評定の増減でございますが、プラスの最大がプラス2、マイナスの最大がマイナス4ということで、その中で114人が分布をしております。

事故の原因でございますが、2年次の指導要録作成中の事故でございます。転入生徒のデータを並べかえの作業中、1年次の成績がずれていることに気づき、データをコピーし、それを張りつけで移動した中で教科を取り違えて張りつけたと考えられます。点検作業は2年次に行っておりますが、2年生の指導要録の内容のみを点検し、1年次分の点検はしていなかったということも原因の1つと考えられます。

事故への対応でございますが、このA中学校の対応としましては、不合格生徒及び保護者へ謝罪25件を訪問及び電話で行っております。また、茨城県の高校を受験した5人の生徒につきましては、期日に間に合いましたので、正しい調査書への差しかえを受理していただいております。

また、学校としては、市教育委員会、東葛飾千葉県教育事務所へ説明を行っております。

3月13日に臨時保護者会を開催して、この件について保護者に説明をしております。

再判定につきましては、ただいま教育長からも話がありましたけれども、3月12日付で市教育委員会委員長から県教育長宛の再判定の依頼を行っております。

ます。これを受けまして、県において、県立高校を不合格となった23人を再判定した結果、合否に変更はありませんでした。しかしながら、市外の中学校から1人の新たな合格者が出ております。

次に、3月14日（木曜日）になりますけれども、ここではB中学校ということにさせていただきたいと思っております。B中学校において、県立高校を受験しまして不合格になった生徒の保護者から連絡がございまして、高校から開示された調査書の部活動等の記録の「その他」欄に漢字検定が記入されていなかったということが判明をしております。

事故の内容でございまして、この中学校において調査の結果、調査書の検定の資格記入欄漏れは1人でございました。

事故の原因でございまして、担任は生徒本人から漢字検定の合格について知らされておりましたが、速やかに処理をしなかったことが記載漏れにつながったというふうに考えております。

事故への対応でございまして、このB中学校においては、生徒、保護者へ謝罪するとともに、3月18日に緊急保護者会を開催しております。

再判定につきましては、教育長から話がありましたけれども、このB中学校の件においても合否の変更はないということでもございました。

3つ目の件ですけれども、3月15日（金曜日）、A中学校において、卒業式後でございまして、調査書の開示を行っております。それに基づきまして保護者から連絡がございまして、調査書の部活動等の記録欄に記入漏れが判明をいたしました。

3月16日（土曜日）になりますが、学校における再点検の結果、この生徒のほかに7人の記入漏れがあることが判明し、合計で8件の記入漏れがあることが判明いたしました。

事故の内容でございまして、8人の生徒の調査書の部活動等の記録の「その

他」欄に英検、数検、漢検の記入漏れがあることが判明をいたしました。

事故の原因でございますが、資格検定については、調査書を作成するためのデータ管理、または処理のマニュアル等がきちんと整備されておらず、すぐに記載しなかったということが記載漏れにつながったと考えております。

事故への対応でございますが、このA中学校におきましては、本人、保護者に謝罪するとともに、教育委員会の方に再判定の要望を出しております。市教育委員会としては県教育委員会に再判定の依頼をいたしまして、再判定の結果、合否に変更はなかったということでございます。

さらに、3月の市議会におきまして、3月22日に全会一致で「市内中学校の入試調査書の記載ミスに対する徹底調査及び再発防止を求める決議」が採択されております。趣旨としましては、市民の信頼を回復するため、我孫子市議会として、二度とこのような事件を起こすことのないよう教育委員会に対し、1、調査書の記載ミスがなぜ起こったのか徹底的に調査をすること。2、二度と起こらないようにするため再発防止策を講じることということが強く求められております。

4つ目として、B中学校におきまして4名の記載ミスが新たに判明いたしております。

経過でございますが、3月23日に保護者から、1年次の評定に不審があるということで相談がございました。3月24日、指導要録と調査書の再点検を行いました。再点検の結果、4名に指導要録への記入の段階で間違いがあることが判明をいたしました。3月25日、このほかに記載誤りがないかどうかを再確認しましたが、この4名以外に誤りがないということで市教委の方に報告があるとともに、再判定の依頼を市教委から県教委に行ってほしいという依頼がございました。先ほど教育長が報告したとおり、本日、3月27日に県教育委員会に再判定の依頼を提出しております。

以上で報告は終わらせていただきます。本当に生徒、保護者には御心痛をおかけし、また御迷惑をおかけして申しわけなく、この場をおかりしておわびを申し上げます。以上でございます。

○川村委員長 高橋教育総務部長からの報告がありました。今までをまとめて各委員から質疑、意見はありますか。

○北嶋委員 今また再び新たな事案をお聞きしました。あってはいけないことが起きてしまって、それを再調査してほしいという申し入れに対して、再調査してもらったのですけれども、また出てきてしまった。その再調査してくださいと言ったときに、一度出た数字が、また生徒さん、保護者から、これは違うのではないかということで、信頼を、信頼をとという言葉を私たちも何度も言い、委員長からも、教育長からも、部長からも出ましたけれども、一度失ってしまった信頼をどうやって取り戻せばいいのかなと、すごく残念です。

ただ、私たちの役目は、これ以上こういうことを起こさないように教育委員会が一丸となって、我孫子の教育に携わる教員も、委員会の職員たちも、我々も、できることをみんなで作って、本当に二度と起きないようにしたいなと思っています。本当に残念です。

○篠崎委員 事故の一連の経緯については先ほどから説明があったとおりですので、これからいかにして市民の皆さん、そして市内の主に中学生の保護者、関係者の皆さんの信頼を回復させるかということになるのですが、そのためにはやはり今回の徹底した原因究明、そして同時に再発防止策、先ほど委員長報告にもありましたとおり、システム等をつくって、これを丁寧に、また確実に実行して行って、またこれを丁寧に御説明しながら信頼回復に努めていくことしかないのかなと思っております。

○豊島委員 今お二人がおっしゃってくれたとおり、私もそのように思います。どのような責任でもとらなければいけないので、それは覚悟の上ですけれども、

ただ再発防止をどういうふうにしていくかというのが確かに大事だと思います。3月22日の市議会で決議されたように、現状の徹底調査、再発防止策、その2つはペアだし、どちらも必要なのですけれども、再発をどうやったら防げるかということを考える上で、何でこの問題がこのように起こったのかということ直視する、調査をしていくということが絶対になくしてはいけないものですから、人間がやることです。人間がやるから間違いはあるでしょう。でも、それをやはりカバーしていくということをとっていかねばいけませんし、そうしてはいたはずなんです。どこの中学校だって、どこの学校だって、そういうことを必ずやっていたはずなんです。必ずやっていたんだけれども、やっていないところがあったのかどうしたのかというところをやはり直視していく。そのことがわかれば、どうしたら再発が防げるかということになるのだと思います。まだ調査が進行中だし、わかっているところはわかっているんですけれども、わからないところもたくさんありますから、それをどういうふうにしていくかということで、何とか再発防止策まで持って行って信頼をつなぎとめるというふうにしていきたいなと思っております。

○川村委員長 ほかに意見はありますか。

諸 報 告

○川村委員長 なければ、日程第3、諸報告を議題とします。事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項はありますか。

これより諸報告に対する質疑を行います。

まず初めに、事務報告について質疑を許します。

○篠崎委員 学校教育課に御質問したいのですが、事務報告の3ページです。

2番目に平成24年度目標申告制度の校長面接とあります。これは2月中に3回行われているようですが、目標申告制度ということで主にどのような内容で

この面接が行われているのか。差し障りのない範囲でお答えいただければありがたいんですが。

○直井学校教育課長 お答えします。この記載は3日間にわたっておりますが、3回行ったということではなくて、時間の都合がありまして、市内19校の校長を3日間に分けて実施したという内容でございます。

目標申告そのものにつきましては、年度当初にそれぞれの学校における学校経営あるいは運営といったものについての校長の方針、あるいは学校が抱えている課題、そういったものをこの目標申告の中で報告をしていただいています。年度末の目標申告の校長面接では、この1年間を通してどうであったのか。また、さまざまな各学校の課題等につきましては、校長がどのようにかわり、そしてまた改善を図ってきたのか。そういったことを学校教育課、指導課、部長、教育長という、それぞれの立場で校長の方に質問をさせていただいております。

それぞれの校長が抱えている課題はさまざまでございますけれども、校長がリーダーシップをとって、組織としていろいろな課題に対応してきたという報告がございました。年度末の人事異動の前の時期でもありましたので、そういったところについての1つの希望的なものもここでは発言がありました。以上です。

○篠崎委員 ありがとうございます。私の方でお聞きしたのは、昨年、不祥事がたび重なったということで、改めて年度末にこういう機会を設けられて、校長先生の中で特にこの辺については感じ取れるところがありましたか。

○直井学校教育課長 お答えします。この面接そのものは例年行っているものでございますが、今年度につきましては7月に大きな不祥事がありました。そういったものも踏まえて、この年度末の面接におきましては、各学校の不祥事防止に対する取り組み、あるいは実際にそういったものの予兆といったものが

ないのかどうかといったことについても質問もさせていただきました。各校長とも、この不祥事防止ということにつきましては常に念頭に置いて教職員の実態把握、予兆の察知といったものに努めているということで、幸いにして不祥事というところまで行っているものはないと。ただ、その芽といいますか、種といいますか、そういったものはいつ起きてもおかしくないという実態はあるかと思いますので、そういったことについては常に注視していくのだという御発言がございました。以上です。

○川村委員長 この報告に関連した質問はありますか。

なければ、ほかの事務報告についての質問はありますか。

○北嶋委員 教育研究所にお伺いします。9ページに長期欠席児童ケース会議とありますけれども、小1プロブレム、中1ギャップや何かがありまして、不登校の子供に関しても、小学校で少し苦労したお子さんが、これから中学校にかわられます。そういうときの学校間の引き継ぎと、その子供へ対するケアが何かありましたらお願いします。

○石井教育研究所長 お答えします。4のケース会議につきましては、講師の先生をお招きしての事例検討ですので、そういったことでの会議ではないのですけれども、ここには載っていないのですが、長期欠席児童生徒対策連絡協議会の中で各校の長欠対策主任を全員集めまして、今年度は特に、委員が今おっしゃられましたように引き継ぎというところを重視し、もう既に残念ながら不登校状態に陥っている子供だけではなくて、欠席10日前後、予備軍と言っては言葉は悪いのかもしれませんが、そういったことが考えられる子供たちの小中の情報交換を例年よりも密に行ってまいりました。

○豊島委員 この報告のどこかにぴったりとはまるということではないのかもしれませんが、今現在、市内の小学校、中学校等の授業の展開、授業の実態、そういう中で今のは不登校の子供たちの話ですけれども、こちらの

教育委員等で少し対応していく必要があるかもしれない、そういった授業に対する面というか、これはどこの項目で挙げたらいいのかちょっとあれですけども、完全に授業を展開していく上で問題となるようなところは余り見られないのかということで、これは先ほどから出ている点検ミスとか、そういうことではありません。いじめでもないんですけれども、授業そのものに対しての問題点みたいなものは市内の学校では何かしら目立つところはありませんか。そういう形の報告がここにはないので……

○川村委員長 ちょっとまとめますが、今の豊島委員の質問というのは、我孫子市の現状の学校の中で、何か授業に不都合になるようなものがあるかということですか。

○直井学校教育課長 私の方からは、今の質問の内容の1つとして、小中学校にスクールサポート教員の配置を進めております。このスクールサポート教員につきましては、各小中学校には定数という県の方で決められている児童数、学級数に応じて教員の配置が行われます。その中に、よりきめ細かな学習指導をということで、加配教員というものが配置されるのですが、県の方の配置基準で、児童生徒数に一種の制限がありますので、全ての学校にそういう加配教員が配置されるということが不可能な状況になっております。そこで、そういった少人数指導、きめ細かな指導を行うための教員が配置されなかった小中学校には、市の方でスクールサポート教員を任用し配置しております。小学校で6校、中学校で3校に配置させていただきました。それぞれ普通学級におけるよりきめ細かな指導、あるいは支援が必要なお子さんに対する対応ということで、このスクールサポート教員を配置しております。それぞれ教員免許証を持っているというのが採用の条件でして、ただ市の採用での任用ですので、単独での授業ということではなくて、担任の先生とのチームティーチングを含んでの授業、それで少しでも支援していこうということを進めております。スクー

ルサポート教員については以上でございます。

○石井教育研究所長 質問の御趣旨に合っているかどうか分からないのですが、困り感のある児童生徒の授業支援ということだと、学級支援員を全学校で総勢72名配置、これは近隣多市町村と比べて非常に多い人数になっています。その学級支援員を、特別支援学級が中心ですが、子供によっては通常学級で支援が必要ということもありますので、通常学級にも学校の実態、子供の実態において配置して支援をしていることと、市内にはことばの教室、LD/ADHD教室、いずれも通級指導教室ということで置いてあります。全部の学校にはないのですが、他校からも通級ができるようなシステムをつくっております。

○豊島委員 ちょっとわかりにくい質問で申しわけありませんでした。学校で起こるいろいろな問題の基底のところ、授業が理解できない、授業が十分にわからない、そういうものがある意味ではいじめにも行くし、ある意味では暴力というふうなところに行く。その根本のところ、1つやはり授業を十分に理解できるかできないかということは抜き差しならない問題としてあるだろうと思っているものですから、授業とか、そういうものに対する支援のあり方を、このことは伺ってはいるのですけれども、もう一度お聞きした次第です。ありがとうございました。

○川村委員長 ほかに質問はありますか。

なければ事務進行予定について質問がありますか。

次に、教育全般について質問がありますか。

○篠崎委員 図書館長にお聞きします。布佐分館の方で本棚にある本が、例えばよだれとか汚損等が続いていて、ページ等が張りついて衛生上もよくないということで、図書館の中に張り紙がしてあります。近隣の市町から来られる方々がいらっしゃる中で、我孫子市民としては非常にみっともないというか、そういう感があるのですが、私も教育委員の立場なものですから、それについ

て係員にお聞きしました。そうしたところ、自分たちも時間でシフトを組んでいるので、誰がそういうことをやっているのか特定ができない。しかし、違う本に差しかえると、またやられているということになっているようです。その件についての対策ですが、なかなかこれという人の特定もできていないので、「注意しながら見ているので、何かそういう感じの人がいるのですけれども」というところでとまっているようです。こういったことについて図書館長としてはどのように対応策を考えられますか。

○増田図書館長　そういったことは我孫子の本館も含めて湖北台、布佐のどこでも起こっております。今回のそういったことも含めて、例えば新刊雑誌が出たときに切り抜き、いたずら、髪の毛を入れるとか、いろいろな毛を入れるとか、いろいろなパターンが出てきております。切り抜きがかなり多く発生していきまして、そういう場合は展示をせず、カウンターの内側に置いておいて貸し出しをする。そうすることによって貸し出しをしているのが誰かという特定ができます。今回の布佐のケースですと、貸し出しカウンターから見えない部分で、どうも隠れてやっているような雰囲気もあります。実際に現行犯でないとなかなか捕まえにくいので、なおかつ「私のものではない」と言われたときにDNA鑑定をしなくてはいけないのかなということも出てきてしまうので非常に難しいんです。特に本館などでも、10代の雑誌を置くと、その日のうちに切り抜かれて持っていかれてしまうということもあります。CDなどもケースだけ残っていて中身が抜かれているとか、盗難防止用のシールもはがしてあったり、巧妙に持っていかれることがかなりありまして、なかなか対応に苦慮しているのですけれども、だんだん見てくるとある程度特定はされてきているので、張り紙がなければ、場合によっては反射ミラーとか、ダミーでもいいのですけれども、防犯カメラというようなことも考えられるのですけれども、なかなかその対策がとりにくいのが現状でございます。

○篠崎委員　そういうものを放置しているというような、見方によればそういうふうにもなってしまいうけなので、ずっとその張り紙もしてあるというのは誰が見ても余りよいことではないので、いい対策というものを講じてもらって、布佐以外にもそういうことはあるということであれば、余計に何とかそういう対策を練っていただきたいと思うんですけれども。

○増田図書館長　これは我孫子市以外のほかの市の図書館でも同じような懸案事項になっております。図書館同士のいろいろな会議等もありますので、そういったところで、いい対策をとれるように協力したいと思います。

○北嶋委員　湖北中学校についてお伺いします。我々も委員みんなで湖北中学校を地域の方と一緒に見せていただいたこともありました。あれから大分日にちはたちましたけれども、卒業式が終わり、終業式が終わり、いよいよ新学期が始まります。それに向けて教育委員会としての見通しはいかがでしょうか。

○野口指導課長　卒業式等は指導課の職員が1名張りついて様子を見ていましたけれども、特に大きな問題もなく卒業式は終わりました。ただし、現1年生、2年生、特に2年生ですけれども、まだ落ちつきがないというのは、払拭されていないのかなというところがあります。進級して現2年生が3年生になり、現1年生が2年生になっていくわけですけれども、4月以降も指導課、また研究所も連携をしながら、中に入って、3学期の終わりのように掃除を一緒にやったり、または話し相手になったり、この辺も学校の要望も入れながら、ただパトロールではなくて、子供たちと一緒に、また先生方の要望も聞きながら進めていけたらなと思っております。

もう1つは、県の施策の中にスクールサポーター制度というのがあるんですけれども、警察の方と学校職員のOBの方がペアを組んで学校の中に入っていくと。これは毎日ではありませんけれども、新年度から湖北中学校の方に配属されるということになっております。この方々の協力も得ながら、落ちつきの

ある学校生活を取り戻せるように委員会としましても努力をしていきたいと思っております。

○川村委員長 この件についてほかに質問はありませんか。

○豊島委員 湖北中学校のことに特定するというふうに思わなかったもので先ほどあのような質問をしたのですけれども、今おっしゃられたことはわかりませんが、私も授業を見ていたり、卒業式に参加しました。すばらしい卒業式でした。本当にいい卒業式でした。私の娘もあそこで卒業しているのですけれども、思い出しておりました。ただ、それと比較して授業とかは、この落差は何と表現したらいいのだろうという感じもちょっと持ちました。今おっしゃったようなことで、スクールサポーター等とか何とかで、それだけでいけるか。もうちょっとこういうことが必要ではないかという、私にはそれだけで何とかいけそうかなというところは、ちょっと不安があるのですけれどもどうでしょうか。

○野口指導課長 おっしゃるとおりでございまして、どこの学校も20代の教師が非常にふえています。やはり授業の仕方等、まだしっかりとできていない先生方も多いなど。ここ数年、市教委でも若手教員のためのフォローアップ研修等をしたり、また校内研修会も以前よりは各学校が回数をふやすことも多くなって、そこに市の指導主事または県の指導主事、または大学の先生をお招きして授業研究等を行っていますけれども、なかなかその数だけでは個々の授業力アップというところまでは行っていないのが確かに現状だと思っております。その辺もう一步踏み込んだ対策を考えて、魅力ある授業、また、わかる授業というところに特化していかないと、子供たちが本当の学びというか、そこから逃げてしまうのかなというふうには思っております。これも教育委員会全体で考えながら、特に学校は授業が柱ですので、そこにもう少しスポットを当てて見ていきたいなというふうには思っております。

○豊島委員 ありがとうございます。私も教員の一人ですから無責任なことは

言えないのですけれども、2つの授業を見させてもらいましたが、授業は成立していない。一生懸命勉強しようとしている生徒に対しては、これはちょっとまずい。ですから一生懸命勉強しようとしている生徒に勉強してもらえそうな雰囲気を教室でつくらなければいけない。そのためには、それを乱している子供たちは、これはやはりだめなんですから、そういうことをやってはだめなんだということは知らさないといけないし、知らせたら、そこの教室からちょっと出ていってもらおうということだってやらなければいけない。その教室から出ていってもらった生徒は、どこかが引き受けてそれに対して対応して、違うところでの授業なり何なりということをしなければいけない。そのためにはマンパワーが必要です。そういうふうなことをしていかないと、あの授業で何も聞いていないのに授業を淡々としていくというのは、これは授業ではないですから。ですからそのところはやはり突っ込んでいかなければいけない。そういうふうな形をとっていくということで、やはり授業を正常に戻していくというふうなことができるのかなと。こんなことはどこでもやっていることなんですけれども、でもやはりそれは考えるしかないのかなと思ったりしているのですけれども、いかがでしょうか。

○野口指導課長 指導課だけではなかなか思いつきませんが、学校教育課、今出ましたスクールサポート制度、また研究所とも連携をし、または学生ボランティア等、または地域の人材もやはり入れていかななくてはいけない場面も出てくるかもしれませんが、一生懸命やろうとしている生徒に光を当てていかないとまずいかなというふうには思っておりますので、もちろん問題行動を起こしている生徒にも学ぶ機会を与えるということで、両方の側面から教育委員会が連携をしながら進めていきたいなというふうに思います。

○川村委員長 私から1つ、湖北中学校についての質問をさせていただきます。先ほど指導課長から、若い先生がふえているというふうにお聞きしました。こ

これは全国津々浦々同じような状況であると。その中で今フォーカスしているのが、湖北中学校の今の授業が成り立っていないということに議論を持っていているので、多分若い先生だからとかいう理由にはならないのかなと。ほかに重大な湖北中学校で抱えている何らかの問題があつて、その問題がフィーチャーされて一連の問題が起こっているのかなという感じはするのですが、その辺の見解はどうですか。

○野口指導課長 これも教育委員会で議論をした結果ではないわけですが、私見が入りますが、ちょっと問題が起きて、それをきちんと組織的に抑えるという力が、もしかしたら少し弱まってしまったのかなと。若い先生が担任になる率が、湖北中学校でも2年生は割合としては、やや多いのかなというふうには思います。その辺が組織で動かす、リーダーとして引っ張っていく中堅、ベテランの先生方とうまく組織として動くということが、もしかしたらやや弱かったのかなというふうには考えます。その辺も教育委員会も連携をしながら、学校全体を盛り上げていくような形をとっていかなくてはいけないのかなというふうには考えています。

○川村委員長 ぜひいい学校づくりに力を注いでいただきたいと思います。

ほかに質問はありませんか。

○北嶋委員 3月12日でしたが、我孫子第二小学校の新校舎ができて、そのお披露目に伺いました。そこで2点なのですが、1つは、旧校舎の職員室とか校長室からは新校舎の屋根しか見えない。その新校舎が国道356号線の方に向かって総ガラス張りで、すばらしい建物でした。その建物の構造上、もし外部から人が入った場合、阻止できないのではないかと私は思いました。議員さんからも市議会で発言がありましたけれども、授業中は先生がいらっしゃいますけれども、授業以外のときに先生方が職員室に戻ってしまうと、6教室ありましたけれども、そこは外からはとても入りやすいガラス張りなので、何

かアクシデントが起きたときには大人の目が全く届かないというように私は感じました。そのとき私たちと一緒に見ていただいた議員の方、また地域の方も同じような指摘があり、校長先生からも、「そうなんですよ。ここは国道に面しているので、外から来た人に対して私たちはなかなか不安なところがある」という発言があり、できたら安全指導員さんを常設するような建物も欲しいんだという具体的な御意見もありました。それはともかくとして、あの建物の人に対する危険性を私も感じましたので、できてしまったものですが、教育委員会として今のままで大丈夫なのかという再確認をぜひしていただきたいなと思います。ガラスや何かは今のものですから、強度や何かは大丈夫、地震に対しても大丈夫。そういう建物としての安全は多分確立されているのだと思いますけれども、子供たちの命を守るとか、外部の人に対する安全性がどうなのかなというのはすごく疑問に思いましたので、どうでしょうか。

○直井学校教育課長 お答えします。さきの教育福祉常任委員会でも同様の御質問を受けました。そのときも回答させていただいたのですけれども、現在、各小中学校は3人の安全管理員さんを任用、配置しております。第二小学校についても同じです。この3人の方々がどういうローテーションを組むかというのは学校と安全管理員さんたちの話し合いによって決めております。1日当たり合計で8時間ということですので、この3人の方々をどこの場所にいつ配置するのかということについて、学校の方でしっかりと、その危険性といえますか、そういったものを踏まえた上で対応してもらいたいということで、先日議会の方で回答をさせていただいた後、こちらに校長先生がいらっしゃった際にもその話をさせていただいて、校長先生の方も、今、市教委がとれる体制というのはそれしかないというのは理解しているので、安全管理員の方と十分に話し合いをして対応をしていきたいというお話をいただきました。当然学校としては、それ以外の部分についての危険性といえますか、そういったものもある

かと思いますので、こちらについては保護者の方々にもどういう形でかの御協力を得られるような、そういう話し合いもまた進めていきたいという話をいただいております。

○北嶋委員 外からの方に対してはそうでしょうし、中で何か事件が起きた場合、やはり大人の目が届きにくいので、そういう形で地域の方なり何なりがいつもそこにいていただくというような安全対策も必要かなと思いました。

また第二小学校についてですが、以前にもお話ししましたが、第二小学校は前方後円墳があった、とても歴史的に由緒のあるところの上に新校舎が建ちました。今、我孫子市はふるさとカリキュラムとか、ふるさとを愛そうとか、自分の学校を愛そうとか、魅力ある学校づくりをしようということで教育委員会で方針を練っています。そのときに、自分たちの校舎の下には、いにしえの人たちが古墳を築き、脈々と日本の血が流れてきた我々の先祖の上に自分たちが学んでいるということを認識するために、そこに説明ボードというか、そういうところにあなたたちの学校があるんですよということが欲しいなということで以前の教育委員会でもお話ししたと思うんですけども、その後それに関しては協議とか議論をされていないでしょうか。

○西沢文化・スポーツ課長 具体的に言いますと、第二小学校とはまだそこまで話が進んでいません。まず校舎を建てるということが先決で、4月から子供たちが入るという中で、これから校長先生と、どういう形で子供たちに接していくのか。具体的に言いますと、湖北小学校、新木小学校も同じような状況です。新木小学校につきましては、私どもの方で学校には土器をお貸しして展示していただいています。それを学校の方でうまく利用していただく。これから校長先生方とうまく調整をしながら進めていければというふうに考えております。

○北嶋委員 学校は地域の生涯学習の拠点でもあり、昔から地域のまちづくり

の中心でもあったところです。これからで構いませんので、その学校の歴史とか地域の方に、これは知っていただきたい、子供たちと共有していただきたいという情報があったら、一度には無理でしょうけれども、各学校に、この学校はこういう歴史の上に建っているんですよ、またはこういうことなんですよということを表示していただけるようなことができたらいいと思いますので、お願いしたいと思います。

○西沢文化・スポーツ課長 夏休みに学校の先生方の研修ということで、我孫子の歴史については私どもの文化・スポーツ課の職員が講師ということで携わらせていただいております。これからふるさとカリキュラムも進んでいく中で、私どもが後ろの方で支える形で携わらせていただいております。そういう意味では、学校の方からいろいろと要望も上がってくると思いますので、その要望にはなるべく100%こたえて進めていくような形で対応していきたいと考えております。

○北嶋委員 ありがとうございます。

もう1点、3月20日に、めるへん文庫の授賞式がアビスタのホールでありました。私も伺いました。これは感想ですが、審査員の横山先生から、今回のめるへん文庫の募集に対して審査基準ということが初めて語られました。あれはとてもよかったなと思います。多分いろいろな作品が100点以上来た中であなたたちが選ばれたんですよという中で、4点おっしゃいましたけれども、こういう審査基準で皆さんに作品を選びましたよということはとてもよいことだったと思いますので、これからもそれを公にさせていただけたらなと思っています。

○西沢文化・スポーツ課長 どうもありがとうございます。実は横山先生のあの講評につきましては、昨年、受賞者の方の作品を取り上げていただいて、こういうところがよかったですよというお話をいただいております。それはすご

く感動的でよかったので、横山先生には、今回もあのスタイルでぜひお願いできないでしょうかということの内々をお願いをして、それに今回は審査の基準をプラスしてやっていただいたので、横山先生にはすごく感謝しております。子供たちが、そうか、こういうことだと。自分が受賞したことで、特典といえますか、来てプラスになった、また来年も書こう。そこの気持ちがすごく大きいと思います。横山先生には、あのスタイルで何年間か続けてやっていただきたいというふうに考えていますので、後ほど時間があつたときにはお願いをしていきたいと考えております。

○中村教育長 北嶋委員さんと西沢課長の補足ですけれども、めるへん文庫の表彰式で、昨年まではなかったと思うのですが、1人1人の受賞者へ口頭でコメントは横山先生の方から評価がありましたけれども、賞状と一緒に文章で渡すことができているので、あれも今までにない配慮だったと考えております。

○西沢文化・スポーツ課長 むるへん文庫につきましては、基金事業では廃止するという市の方針としては出ておりますが、私ども文化・スポーツ課としても何とか少しでも続けていきたいということで経費削減をしてくれています。それもぎりぎりのところまで来ていますが、何とか少しでも続けていければということで、また市長部局の方とも話し合いを続けていきたいと考えております。

○豊島委員 文化連盟のことですけれども、3月18日に文化講座の説明会がありました。月曜日で小学校の卒業式があつた日で、3時からでした。これは以前にちょっと触れたことがあるのですけれども、月曜日の3時からだと、私もそこに出なければいけないんだけど、出られない。これは勤務があれば出られない時間です。ですから、そういうふうな全体の講座にかかわるような説明会のときは、もう少し時間とか曜日に配慮してもらえればありがたいと思

います。それから、大体講座が設定されている時間というのは夕方ぐらいまで。ですから勤務している人は、講座に参加したくても参加できない。中には6時ぐらいから始まったっていいじゃないかというふうに思うんです。そうすると若い人も入れるんです。今はリタイアした人ばかりなんです。入りたいんだけど、時間がというふうに言われたりすると、どうしようもない。そういった先々のことを考えていくときに、講座の時間帯とか講座に対する説明会の時間帯とか、ちょっと配慮していただけるとありがたいなと思います。かわりの者に出てもらえないということがあったりしたものですから。

○西沢文化・スポーツ課長 委員からは前回も同じような形のお話がありました。実はこれは市民文化講座連合会という講師の方々、これは文化連盟の各団体から推薦をいただいた方が講師として上がってきて連合会をつくっていただく。その連合会の方々の御意見をお伺いして、講師の説明会を開催しています。私どもの方もなるべく調整をお願いしますということで、いつやってもだめな方はどうしても出てきますので、そういう調整の中でやらせていただいているのが現状です。

実際に行う講座につきましては、平日の午前中が多い形にはなっております。私どもも土日の夜、平日の夜、特に夜間、別の意味でもアビスタなどですと夜間の利用率が若干落ちますので、そういう意味では、そこでも入りやすく、とりやすいような状況もあります。そういう中で、夜間はいかがですかということは、5年ほど前から市民文化講座連合会の講師の皆様にはお願いをしてやっております。強く要望して、やっところこ1、2年で、1つ2つという形で夜間に講座も生まれつつあります。そういう中ではもう一度、委員からのお話もありましたので、強く市民文化講座連合会の方にもお話をし、夜間の講座を少しでもやっていただくようなことをお願いをしていきたいと考えております。

○川村委員長 ほかに質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質問がないものと認め、諸報告に対する質問を打ち切ります。

○川村委員長 これより人事案件についての審査を行います。関係者以外の御退席をお願いいたします。

(関係説明員以外退席)

.....
.....
.....

○川村委員長 以上をもちまして今定例会に付議された案件の審査及び質疑は全て終了しました。これで平成25年第3回定例教育委員会を終了します。御苦勞さまでした。

午後3時21分閉会